

姫路市国際化推進プラン (案)

令和4年(2022年)3月

姫路市

目 次

序章	プラン改定の趣旨	1
1	プラン改定の背景	1
2	国際化社会を取り巻く状況	2
3	プランの位置づけ	4
4	プランの改定方法	4
5	プランの計画期間	4
6	国際化を推進する主体の役割	5
第1章	姫路市の国際化の現状と課題	7
1	在住外国人の状況と海外との関わり	7
(1)	外国人人口の推移	7
(2)	国籍別外国人人口	8
(3)	在留資格別外国人人口	9
(4)	姫路市の国際化の状況	10
①	6つの海外姉妹・友好都市、2つの姉妹城、1つの観光友好交流城	10
②	増加する訪日外国人	10
2	市民アンケート調査の結果	11
(1)	日本人と外国人との関わり・交流	11
(2)	外国人が抱える問題	14
(3)	姫路市の取り組みについて	16
3	前プランからの取り組みと課題	18
	基本目標1 人権意識・国際感覚豊かなひとづくり	18
	基本目標2 外国人が暮らしやすい環境づくり	18
	基本目標3 世界に開かれた魅力あふれるまちづくり	19
第2章	姫路市の国際化の基本的な考え方	20
1	国際化推進プランの必要性	20
2	基本理念	21
3	基本目標	22
第3章	姫路市の国際化推進のための施策の展開	23
	基本目標1 多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識づくり	23
(1)	互いに尊重し合える地域社会の形成	23
(2)	多様性のある場の提供	24
	基本目標2 包摂性(インクルージョン)のある暮らしやすい社会の構築	25
(1)	多様なニーズに対応した生活基盤の整備	25
(2)	人材の育成と活躍促進	30
(3)	誰もが活躍できる機会の提供	31
	基本目標3 様々な国際交流による相乗(シナジー)効果の創出	32
(1)	国際観光コンベンション都市の推進	32
(2)	地域産業の活性化	33

(3) 多様な国際交流の推進 34

序章 プラン改定の趣旨

1 プラン改定の背景

近年、グローバル化によって国境の垣根は低くなり、ヒト、モノ、カネ、情報の移動は急激に増加しています。

本市では、平成9年（1997年）3月に本市の国際化に対する従来の取り組みと課題を整理し、21世紀に向けた国際化推進のあり方を明らかにしたうえで、具体的な推進方向を提示する「姫路市国際化推進大綱」を策定しました。その後、平成29年（2017年）3月には、その名称を「姫路市国際化推進プラン」と改め、外国人留学生や技能実習生、外国人観光客の急激な増加など、国際化に関する状況の変化に沿った内容に改定し、指針として示しました。

前回の改定以降、外国人市民の増加や構成の変化、国の外国人受入施策の拡大、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本市の国際化推進を取り巻く環境は大きく変わってきています。

また、日本の総人口が今後も減少していくことが予想されており、本市においても、人口減少・少子高齢化が急速に進行しています。このような中で、外国人市民と日本人市民とがより連携・協働し、地域の活性化、持続可能な地域づくりを進めていくことが求められています。

このような状況の変化に対応し、より実効性の高い国際化推進施策を総合的に進めていくために姫路市国際化推進プランを改定します。

2 国際化社会を取り巻く状況

平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）が採択されました。SDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念に、貧困をなくすこと、すべての人に質の高い教育を提供すること、人や国の不平等をなくすことなど、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。日本もこれらの目標の達成に向けて取り組んでいくことが求められています。

国においては、平成30年（2018年）12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成31年（2019年）4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されました。令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年からは減少しているものの、令和2年（2020年）12月末時点では、在留外国人は約289万人おり、平成28年（2016年）12月末に比べると約20%の増加となっています。

また、総務省は令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生推進の新たな方向性を示しました。この改訂では、社会経済情勢の変化や、SDGsに対応し、地方公共団体における、多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築、外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献、地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保などの重要性を示しています。

兵庫県では、令和3年（2021年）3月に、「ひょうご多文化共生社会推進指針」を改定しました。総合的な施策として、「多文化共生の意識づくり」、「多様な文化を理解し活躍できる人づくり」、「暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり」、「誰もが参加できる活力ある地域づくり」の4つの柱を掲げ、「地域の発展に向けて、グローバルな多様性（ダイバーシティ）を活かして、県民が共につながりあって活躍する包摂性（インクルージョン）に富んだ兵庫の多文化共生社会の実現」に向けて取り組むことを示しています。

本市においては、令和3年（2021年）3月に、国際化推進プランの上位計画となる姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」を策定しました。「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」を目指す都市像とし、市が直面する課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、10年間（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））で目指す姫路（まち）の姿と、その実現に向けたまちづくりの目標や方向性を示しています。また、人権啓発については、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として、令和2年（2020年）3月に「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を策定しました。この計画では「人権文化に満ちた人間都市『ひめじ』の実現」を計画の目標とし、外国人に関する人権課題についても定めています。

令和2年（2020年）からは、世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大により、国際的な人の往来は制限され、国内外の経済社会は大きな影響を受けました。本市においても、外国人市民、日本人市民とも、仕事や生活で困難を抱えたり、社会的な孤立に陥ったりするなど、様々な問題が起きています。これまで以上に、外国人市民の生活の支援や、外国人市民同士や外国人市民と日本人市民同

士の新たな交流の機会が求められています。また、国際交流についても従来のような形だけではなく、ICTの活用など新たな方法での交流も求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(資料) 国際連合

3 プランの位置づけ

本プランは、国際化推進の方向を明らかにし、総合的かつ体系的に施策を推進するための指針として位置付けるとともに、市民、企業、教育機関など全ての国際化を推進する主体にとっても行動指針となるように策定します。

本市の最上位計画である姫路市総合計画の「市民活動分野～多様な主体が輝くまち～/国際交流・多文化共生の推進」の趣旨を踏まえた内容とし、他の関連計画との整合も図っていきます。さらに、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」、兵庫県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」も参考にし、国際化推進に係る本市の実情や特性等を踏まえたうえで改定します。

4 プランの改定方法

<懇話会の設置>

本プランの改定にあたっては、学識経験者、国際化推進に関わる関係者、公募市民等で構成する「姫路市国際化推進プラン検討懇話会」を設置し、計3回の懇話会にて、それぞれの立場からご意見を頂きました。

<市民アンケート調査>

令和2年（2020年）9月～10月にかけて、市民（日本人、外国人）へのアンケート調査を実施し、満18歳以上の日本人市民610名、外国人市民476名からご意見を頂きました。

<庁内調査>

令和3年（2021年）4月に、国際化推進に関する事業についての現状と課題を把握するため、市役所の関係部署等に対して、聞き取り等調査を行いました。

<パブリックコメント>

今回の改定にあたり、パブリックコメントを実施し、市民からご意見、ご提言を頂きました。

5 プランの計画期間

本プランは令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間を想定して策定していますが、今後の国際化の推進状況や社会経済情勢等の変化によっては、見直しを図る場合もあります。

6 国際化を推進する主体の役割

国際化に関する問題は幅広い分野にわたっており、地域全体の課題として取り組むために、市民、企業、教育機関、行政等がそれぞれの役割を果たし、情報を共有し相互に連携しながら、総合的かつ効率的に推進する必要があります。各主体に求められる役割、期待される役割は以下のとおりです。

○市民

国際化推進の基本は、一人ひとりが国籍問わず、全ての人々の人権を尊重し、異なる文化や互いの価値観を理解することにあります。外国人市民との交流や海外との交流などを通して、異なる文化や考え方に触れ、主体的に国際感覚を養うことが期待されます。

○外国人コミュニティ、支援団体

お互いの文化やアイデンティティを尊重し、それぞれの特徴を生かした人と人との繋がりによる、地域での国際理解を進めることが期待されます。

○企業

外国人市民にとっても働くことは大事な生活の一部となっています。商工会議所や外国人労働者を雇用している企業等は、労働関係法令等の遵守に努め、安定した雇用を図るとともに、働きやすい環境を作ることや外国人市民が日本社会へ適応できるよう支援することが期待されます。

○教育機関

義務教育を修了していない外国籍の人などへの教育の機会を提供すること、外国人児童生徒等への日本語指導の充実、学習支援などを行うことなどが期待されます。

小・中・高等学校においては、すべての児童生徒のみならず、教職員や保護者等に対しても、国際化推進関連の教育に取り組むことが期待されます。また、海外からの学生を受け入れ、地域に根ざし、地域で活躍できる人材に育成することが期待されます。

市内の大学等においては、国際化推進に関わる研究の発展や人材育成を行っていくとともに、有している資源を地域住民に還元することが期待されます。

また、大学等で留学生の受け入れ、日本人学生の海外派遣、姉妹校との交流を通して、積極的な国際交流を図ることが期待されます。

○行政

市民に対して多文化共生に関する啓発を図り、また外国人市民と地域住民との交流と協働のための環境づくりを行い、地域特性に応じた多文化共生施策を推進します。

市民やNPOなどの民間団体が行う草の根交流や、国際交流を支援し、市民の豊かな国際感覚の醸成に取り組みます。

また、海外姉妹都市等などとの交流や国際イベントの開催や会議の誘致により、国際交流を通じた地域の活性化を図ります。

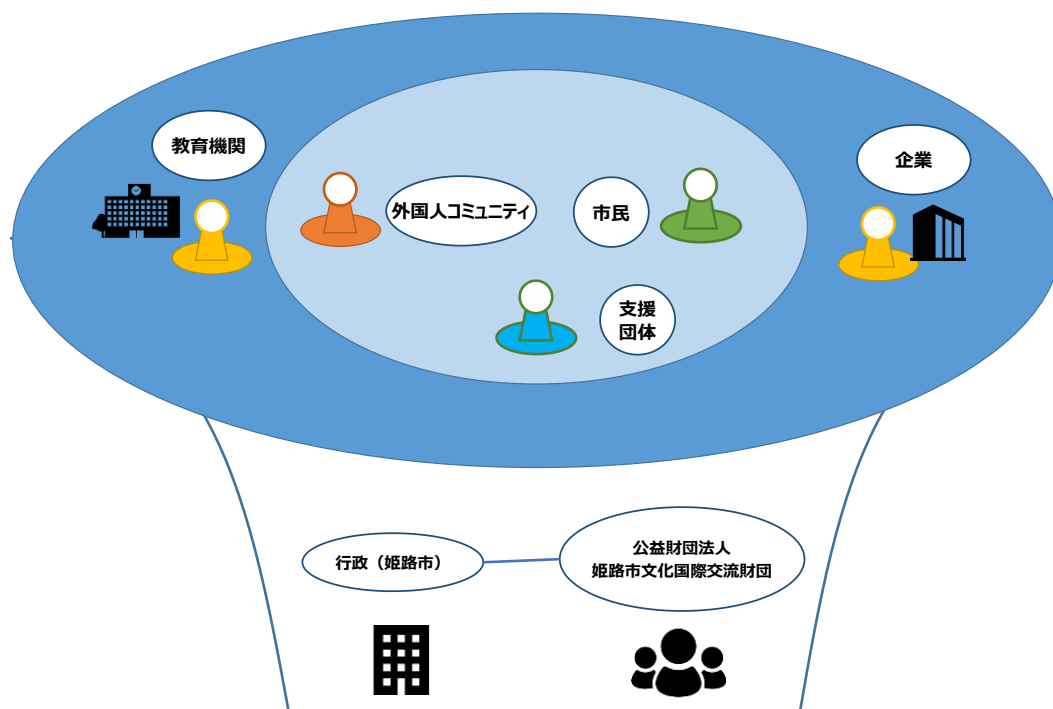
○（公財）姫路市文化国際交流財団

市と連携して、外国人が安心して暮らせるよう、外国人受入体制を整備します。

地域ぐるみの国際交流事業を推進するため、地域住民の異文化への理解を深め、在住外国人の交流事業、市民やNPOなどの民間団体が行う草の根交流や国際交流の支援などを行い、市民の豊かな国際感覚の醸成に取り組みます。

また、青少年交流事業を通して、グローバル人材の育成に貢献します。

図表 1 推進体制(イメージ)



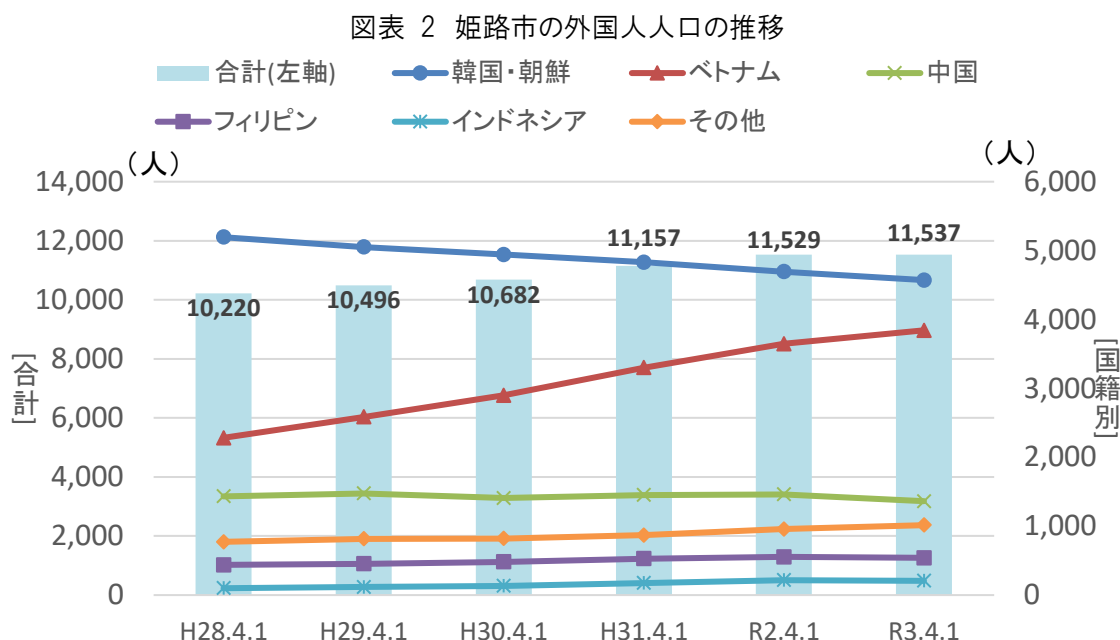
第1章 姫路市の国際化の現状と課題

1 在住外国人の状況と海外との関わり

(1) 外国人人口の推移

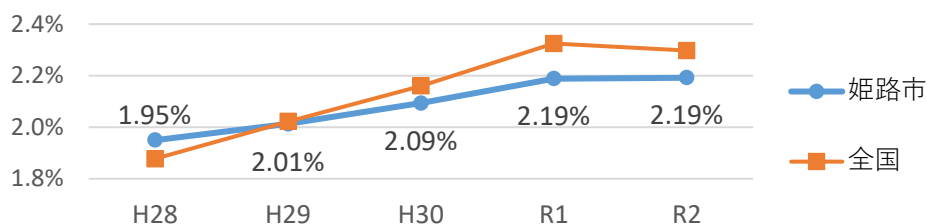
令和3年（2021年）4月現在、本市には11,537人の外国人が住んでいます。在住外国人は、平成31年（2019年）に1.1万人を超え、その後も増加傾向となっていました。令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）4月までの1年間については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出入国規制の影響等により、前年からの増加数がその他の年度と比べて小さくなっています。

また、本市の人口に占める在住外国人の人口の比率も増加傾向が続き、令和2年（2020年）では2.19%（推計人口ベース）となっています。



(資料) 姫路市

図表 3 人口に占める外国人人口比率の推移(推計人口ベース)



(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」各年12月末、総務省「人口推計」各年12月1日時点、姫路市「毎月推計人口」各年12月1日時点

(2) 国籍別外国人人口

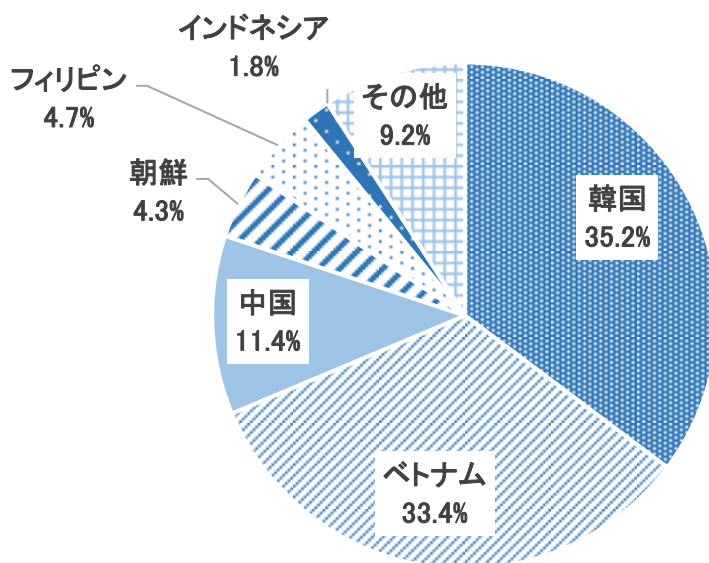
本市の在住外国人を国籍別にみると、令和3年(2021年)7月時点では、韓国(4,019人、35.2%)が最も多く、次いでベトナム(3,813人、33.4%)、中国(1,303人、11.4%)の順となっています。平成30年(2018年)7月と比べると、韓国は8.1%(352人)減少、ベトナムが27.6%(825人)増加、中国は9.1%(131人)減少しており、ベトナムの増加が総数の増加に大きく影響しています。

韓国・朝鮮籍の方は、過去の歴史的な経緯により割合が高くなっています。また、ベトナムについては、日本へ定住を希望するインドシナ難民への支援を目的とする姫路定住促進センター(平成8年(1996年)3月閉所)が開設されていた経緯があり、他都市と比べても割合が比較的高くなっていましたが、近年は、在留資格「技能実習」や「特定技能」による在住者が増加傾向にあります。

このように、本市の在住外国人の多くがアジア地域出身者となっており、本市の国際化の推進には、アジア地域との交流・繋がりが欠かせないものとなっています。

図表 4 姫路市の国籍別外国人人口

	H30.7.1	R3.7.1		H30→R3	
	(人)	(人)	(%)	増加数(人)	増加率(%)
韓国	4,371	4,019	35.2	△ 352	△ 8.1
ベトナム	2,988	3,813	33.4	825	27.6
中国	1,434	1,303	11.4	△ 131	△ 9.1
朝鮮	549	492	4.3	△ 57	△ 10.4
フィリピン	499	532	4.7	33	6.6
インドネシア	140	200	1.8	60	42.9
その他	820	1,045	9.2	225	27.4
合計	10,801	11,404	100.0	603	5.6



令和3年7月1日時点

(資料) 姫路市

(3) 在留資格別外国人人口

本市の在住外国人を在留資格別にみると、令和3年(2021年)7月時点では、特別永住者(4,117人、36.1%)、永住者(2,718人、23.8%)と、特別永住者及び永住者が全体の6割ほどを占めています。

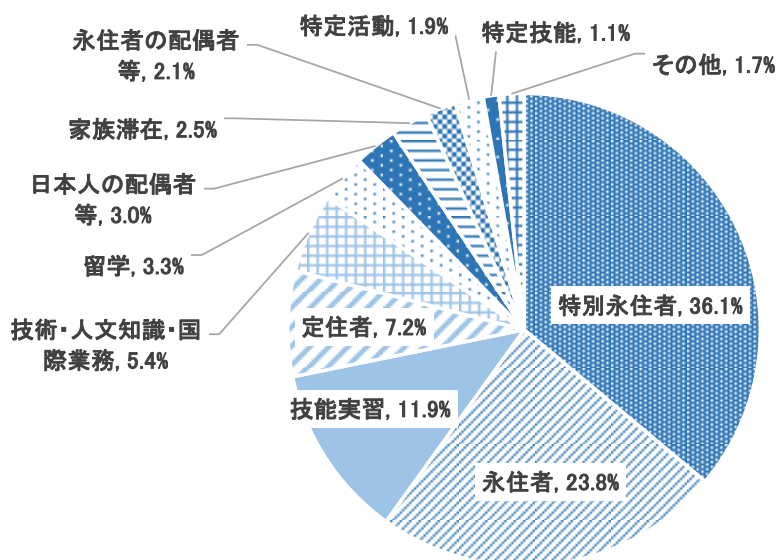
近年は、在留資格「技能実習」や、「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動」等の外国人の増加が顕著になっています。

また、本市内に居住し、大学や日本語学校等に在籍する留学生は373人であり、そのうちの多くがベトナム(179人、48%)、ネパール(72人、19.3%)、中国(38人、10.2%)等のアジア地域出身者となっています。

図表 5 姫路市の在留資格別外国人人口

	H30.7.1	R3.7.1		H30→R3	
	(人)	(人)	(%)	増加数(人)	増加率(%)
特別永住者	4,511	4,117	36.1	△ 394	△ 8.7
永住者	2,559	2,718	23.8	159	6.2
技能実習	1,167	1,354	11.9	187	16.0
定住者	829	822	7.2	△ 7	△ 0.8
技術・人文知識・国際業務	314	617	5.4	303	96.5
留学	445	373	3.3	△ 72	△ 16.2
日本人の配偶者等	351	340	3.0	△ 11	△ 3.1
家族滞在	177	289	2.5	112	63.3
永住者の配偶者等	221	238	2.1	17	7.7
特定活動	54	220	1.9	166	307.4
特定技能	—	122	1.1	—	—
その他	173	194	1.7	21	12.1
合計	10,801	11,404	100.0	603	5.6

※在留資格「特定技能」は平成31年4月創設



令和3年7月1日時点

(資料) 姫路市

(4) 姫路市の国際化の状況

① 6つの海外姉妹・友好都市、2つの姉妹城、1つの観光友好交流城

本市は、ベルギー/シャルルロア市、アメリカ/フェニックス市、オーストラリア/アデレード市、ブラジル/クリチーバ市、韓国/昌原市との姉妹都市提携を行っています。

また、中国/太原市との友好都市提携のほか、フランス/シャンティイ城、英国北ウェールズ/コンウィ城との姉妹城提携、ドイツ/ノイシュバンシュタイン城と観光をテーマにした観光友好交流協定を締結し、国際交流を展開しています。

このように世界の様々な国や地域と窓口を有していることは、本市の国際化を推進する上で重要な強みの一つであり、これまでも様々な国や地域との間で国際交流を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）以降、出入国を伴う国際交流を行うことが難しい状況となっていますが、オンライン交流など新たな手法による国際交流機会の創出についても取り組んでいます。

図表 6 姫路市の海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光友好交流城



姫路市の海外とのつながり		提携年
姉妹都市		
シャルルロア市（ベルギー）		1965年
フェニックス市（アメリカ）		1976年
アデレード市（オーストラリア）		1982年
クリチーバ市（ブラジル）		1984年
昌原市（韓国）		2000年
友好都市		
太原市（中国）		1987年
姉妹城		
シャンティイ城（フランス）		1989年
コンウィ城（英国北ウェールズ）		2019年
観光友好交流協定		
ノイシュバンシュタイン城（ドイツ）		2015年

(資料) 姫路市

② 増加する訪日外国人

本市は世界遺産姫路城をはじめとする数多くの歴史資源のほか、地域に息づく行事や祭礼などの多様な文化資源があり、国内外の多くの人々を本市に惹きつける魅力の一つとなっています。

平成27年（2015年）3月の姫路城グランドオープンを経て、本市を訪れる海外からの観光客は急増し、さらなるインバウンド対策にも取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年（2020年）以降、訪日外国人人数は大きく落ち込んでいる状況となっていますが、「アフターコロナ」を見据えて、訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備等の取り組みを実施しています。

2 市民アンケート調査の結果

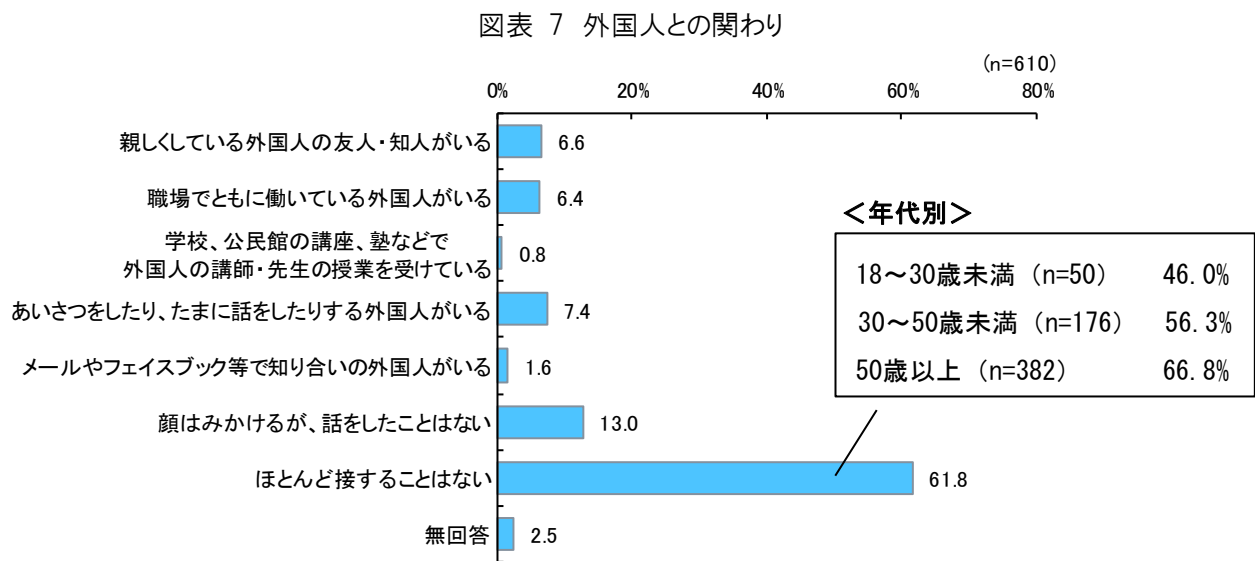
(1) 日本人と外国人との関わり・交流

①日本人・外国人との関わり

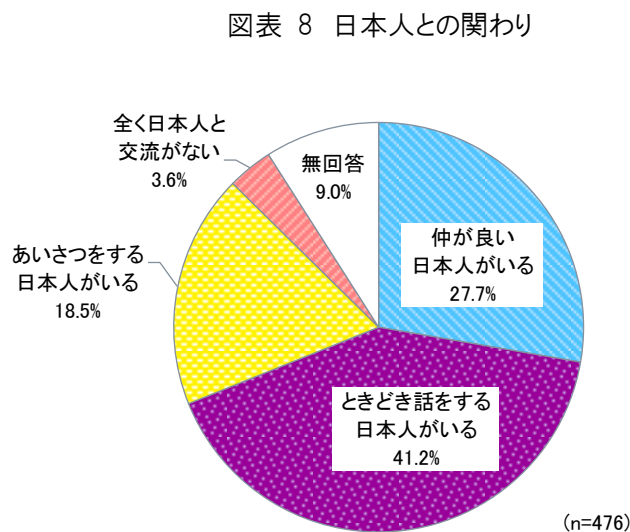
日本人への調査では、外国人との関わりとして「ほとんど接することはない」が最も高く、61.8%となっています。その割合は、年齢層が上がるにつれて、高くなっています。

外国人への調査では、日本人との関わりとして「ときどき話をする日本人がいる」が最も高く、41.2%となっています。

<日本人>

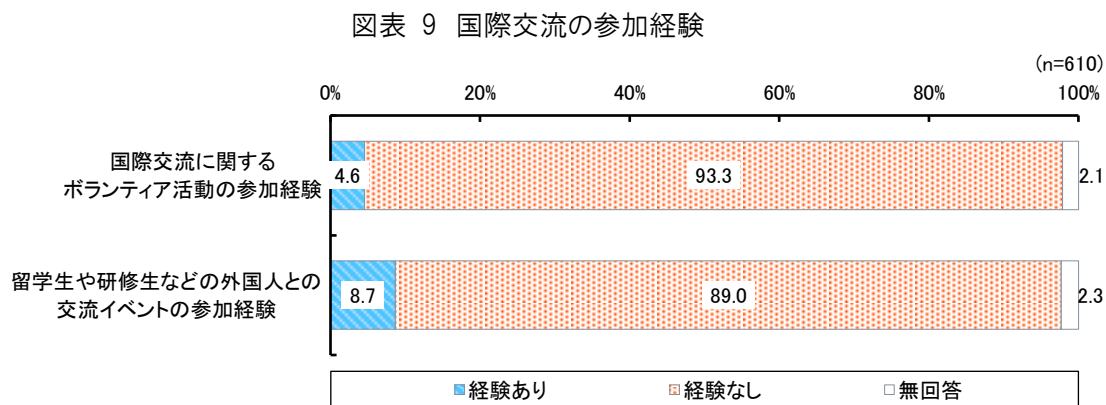


<外国人>



②日本人の国際交流への参加経験

日本人への調査では、国際交流に関するボランティア活動の参加経験、留学生や研修生などの外国人との交流イベントの参加経験のいずれについても、「経験なし」が約9割となっています。



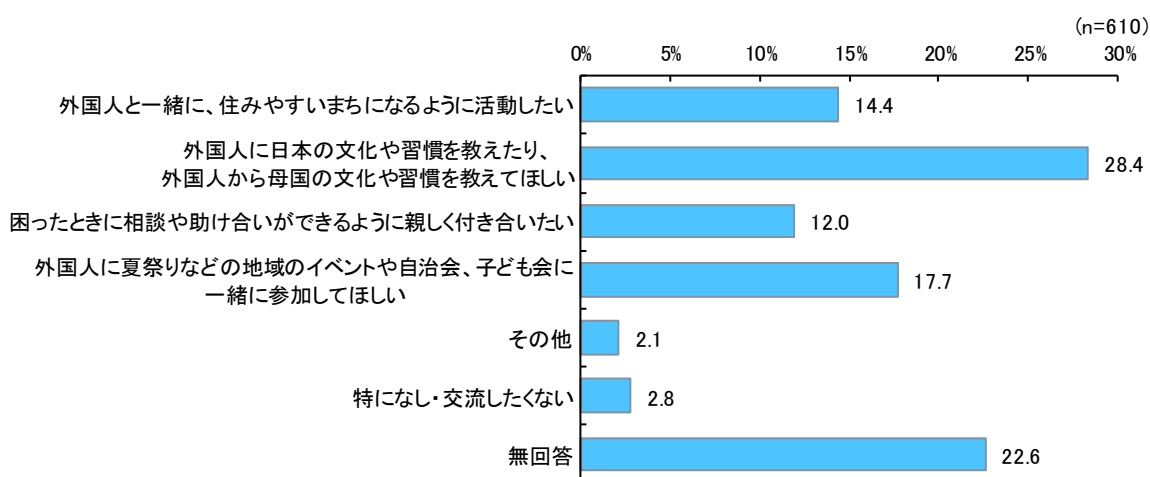
③日本人・外国人との交流に関する希望

日本人への調査では、在住外国人との交流について、「外国人に日本の文化や習慣を教えたり、外国人から母国の文化や習慣を教えてほしい」が最も高く、28.4%となっています。

外国人への調査では、日本人との交流について、「相談や助け合いができるように、仲良くしたい」が35.5%、「日本の文化や習慣を学びたい。自分の国の文化や習慣を日本人に紹介したい」が32.8%と高くなっています。

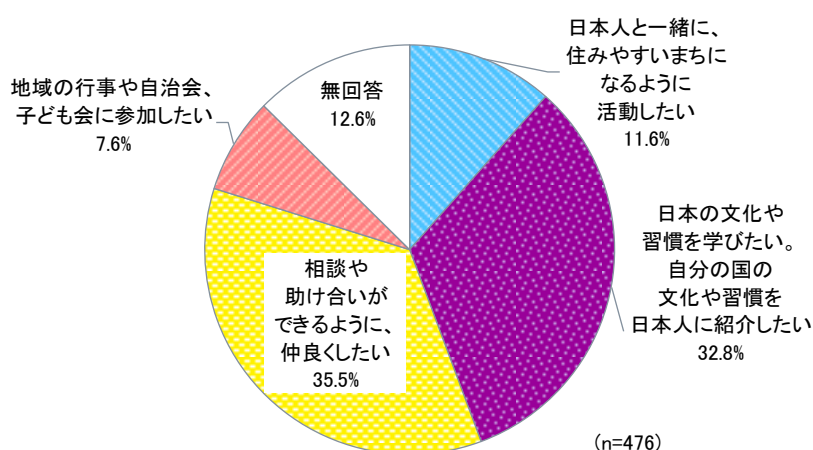
<日本人>

図表 10 地域の在住外国人との交流に関する希望



<外国人>

図表 11 日本人との交流に関する希望



(2) 外国人が抱える問題

①生活の中で困っていること

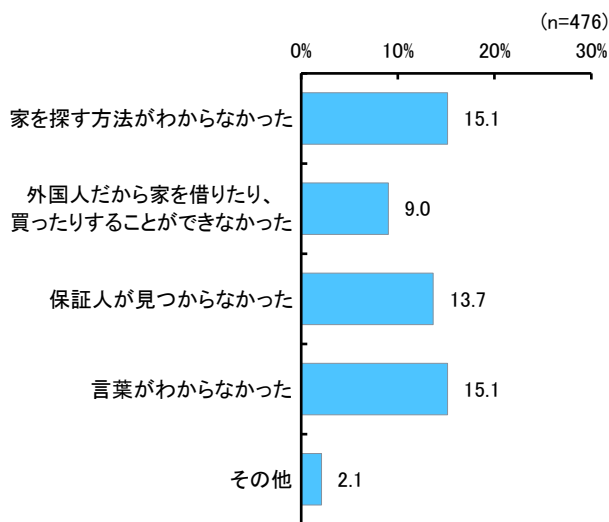
住むところについては、「家を探す方法がわからなかった」(15.1%)、「言葉がわからなかった」(15.1%)の割合が高くなっています。

子育て・学校については、「子どもの次の学校や将来の仕事などが心配だ」(25.1%)、「高校や大学の入学試験制度、奨学金や学費がわからない」(22.3%)の割合が高くなっています。

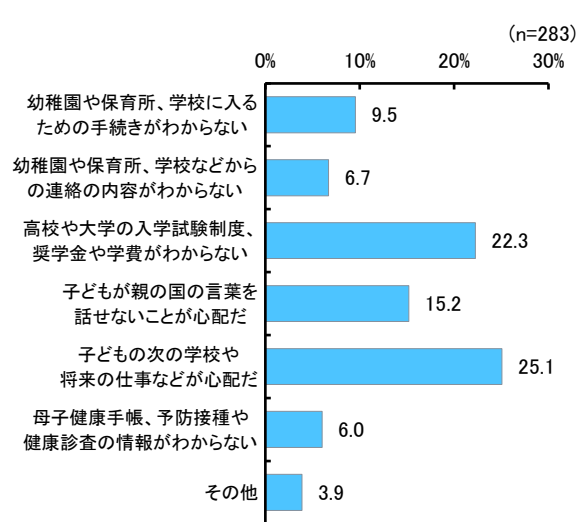
病気・病院などについては、「病院や薬局で日本語がわからない」(28.8%)の割合が高くなっています。

図表 12 生活で困っていること、困った経験

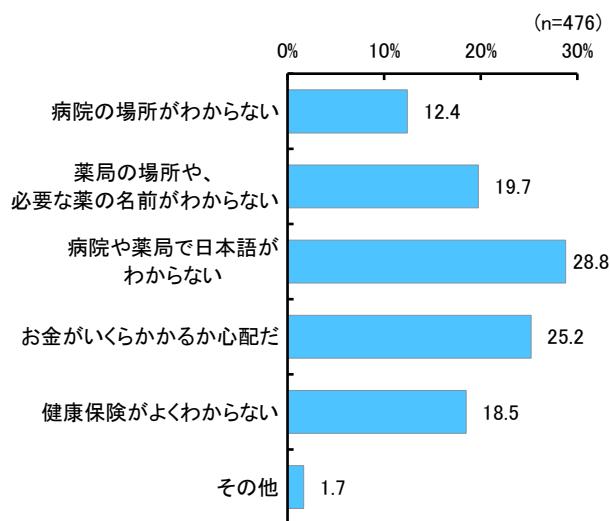
<住むところ>



<子育て・学校> ※子どもがいる人のみ回答



<病院・病気など>

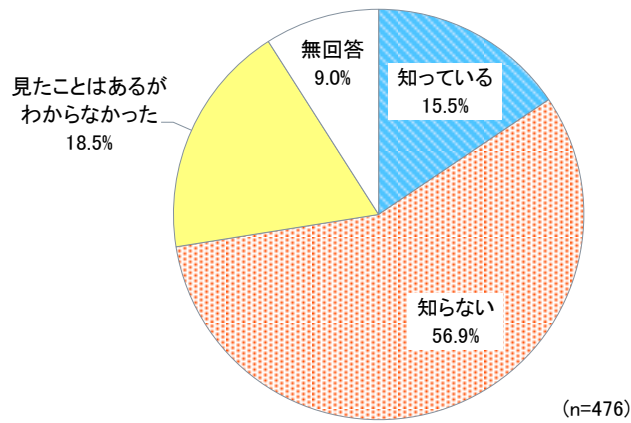


②災害時について

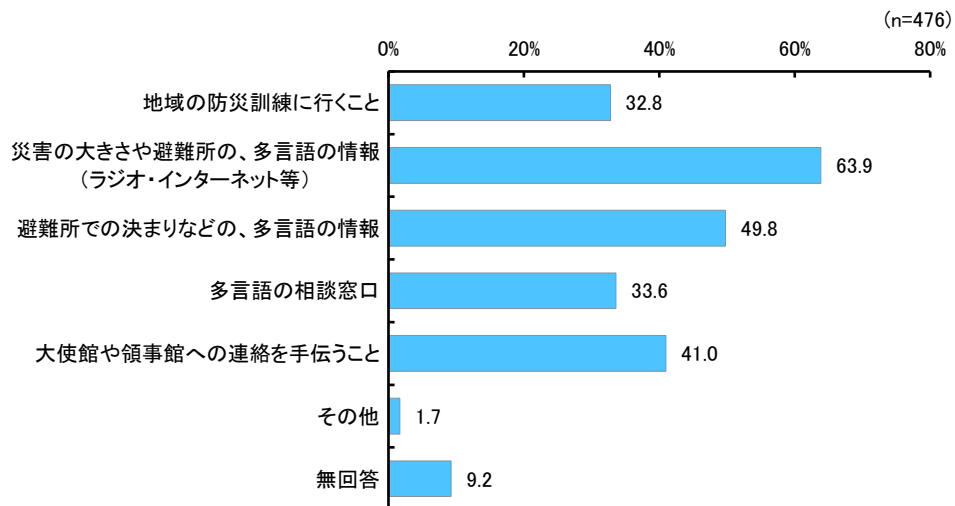
ハザードマップについて、「知らない」が56.9%となっており、半数以上を占めています。

災害前の準備や、災害発生時に望むこととしては、「災害の大きさや避難所の、多言語の情報」が最も高く、63.9%となっています。

図表 13 ハザードマップの認知度



図表 14 災害前の準備や災害発生時に望む支援



(3) 姫路市の取り組みについて

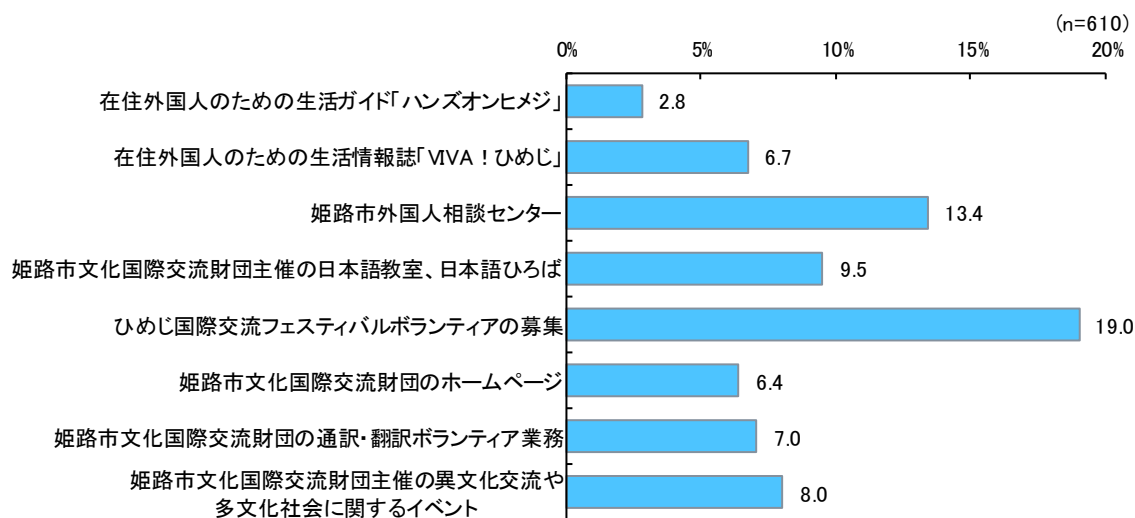
①各種事業の認知度

日本人への調査では、いずれの事業についても認知度が1～2割程度となっており、全体として認知度が低くなっています。

外国人への調査では、(公財)姫路市文化国際交流財団の日本語教室は「知っている」が38.0%となっていますが、半数には届いていない状況です。また、姫路市外国人相談センターは「知っている」が17.9%にとどまっています。

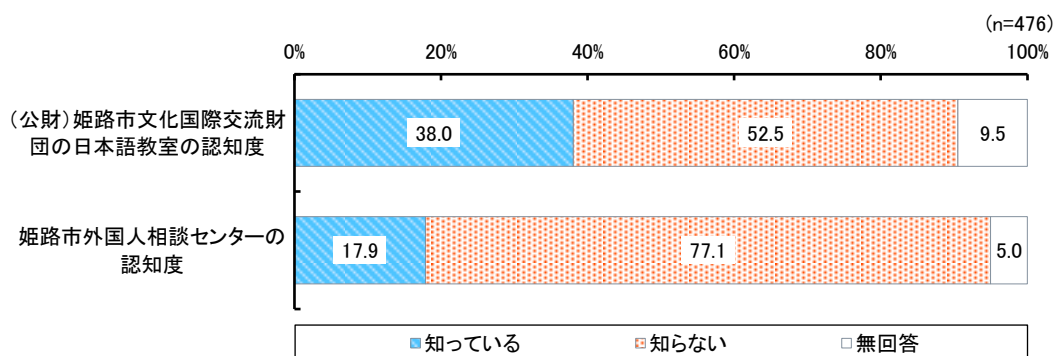
<日本人>

図表 15 市や財団が行う多文化共生に関する事業の認知度



<外国人>

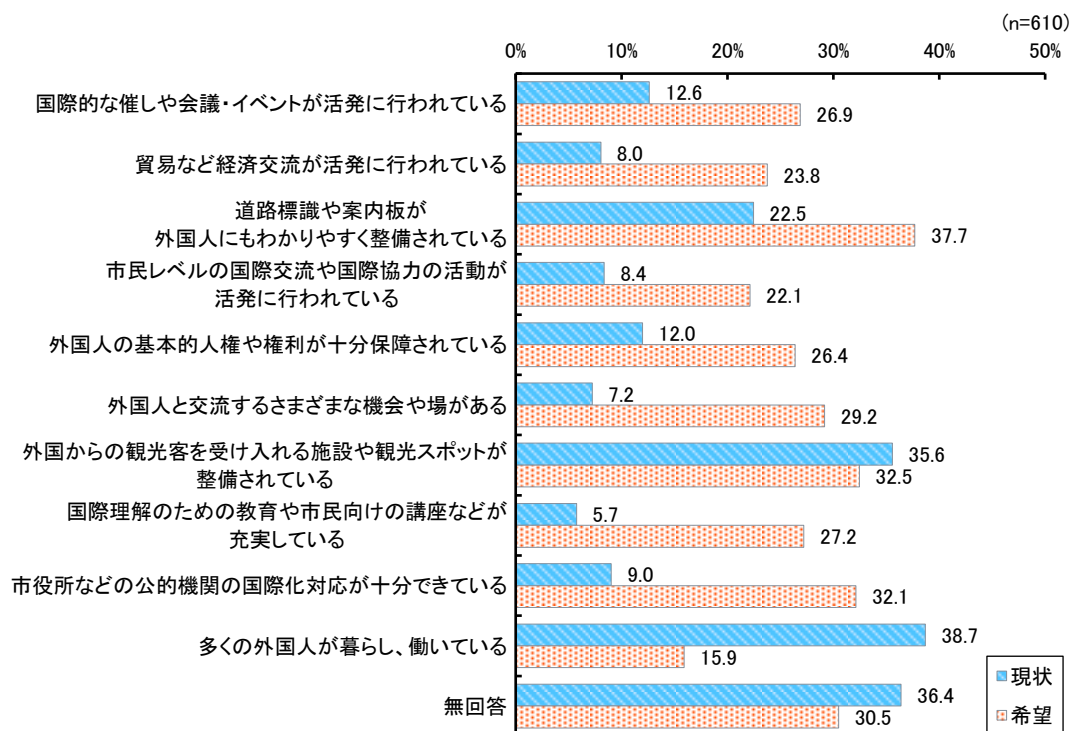
図表 16 日本語教室、外国人相談センターの認知度



②姫路市の国際化推進に関する現状認識・希望

日本人への調査では、国際化推進に関する現状の認識と希望について、「外国からの観光客を受け入れる施設や観光スポットが整備されている」、「多くの外国人が暮らし、働いている」以外は、希望よりも現状の割合が少ない状況となっています。

図表 17 姫路市の国際化推進に関する現状の認識・希望



3 前プランからの取り組みと課題

基本目標 1 人権意識・国際感覚豊かなひとづくり

<取り組み状況>

- 人権意識啓発、国際理解教育を推進するため、人権学習地域講座、国際交流ふれあい教室などを実施しました。
- 「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、令和2年（2020年）3月に「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を策定しました。
- 言葉に不安をもつ子どもたちの受入体制を整備するため、令和2年（2020年）9月より、日本語の支援が必要な小学生、中学生向けに、日本語や学校の勉強を支援する「日本語ひろばキッズ」を開始しました。
- 姫路市国際交流センター、(公財)姫路市文化国際交流財団が主催し、日本人市民の国際理解や日本人市民と外国人市民の交流を進めるため、ひめじ国際交流フェスティバルや多文化共生イベントを開催しました。

<今後の課題>

日本人市民へのアンケート調査では、市の現状として「外国人の基本的な人権や権利が十分保障されている」と認識している人は12.0%、「国際理解のための教育や市民向けの講座などが充実している」が5.7%と、割合が低い状況となっています。また、国際化推進に関する事業の認知度も低い状況となっています。様々な主体と協働しながらイベントや講座などの内容や方法を工夫するとともに、多様な方法で情報発信を行い、幅広い人に関心を持ってもらうようにすることが必要です。

基本目標 2 外国人が暮らしやすい環境づくり

<取り組み状況>

- 在住外国人の生活面での問題解決を支援するため、令和元年（2019年）9月に、市役所内に姫路市外国人相談センターを開設しました(7言語に対応)。ベトナム語相談については、引き続き、ベトナム人の多い地区にある各総合センターでも実施しました。
- 令和元年（2019年）12月より、窓口業務等担当課へ多言語翻訳機の貸出を開始しました。
- 市職員に対し、やさしい日本語を周知するため、令和2年（2020年）3月に市職員に向けてやさしい日本語マニュアルを公開し、また随時市職員専用電子掲示板においてやさしい日本語についての情報提供を行いました。
- 災害時の多言語コミュニケーションを強化するため、各種書類を多言語化しました（災害多言語表示見本帳の作成、多言語指さしボード・多言語避難者登録カードの作成、ハザードマップの多言語化）。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報を外国人市民にも適切に伝えるため、特別定額給付金の申請やワクチン接種の情報など各種通知を多言語化するほか、不安を抱える外国人市民に対して、外国人相談センターでの相談対応を行いました。

- ・ グローカル人材を育成するため、若者を対象とした、姫路の未来を考える「ひめじ創生 SDGs カフェ」など SDGs に向けた取り組みを行いました。
- ・ 外国人市民の地域づくりへの参画を促進するため、外国人支援団体と情報共有を図り、外国にルーツがある子どもたちと地域の子どもたちを対象に、自治会などにも協力いただき、地域でイベントを実施しました。

<今後の課題>

外国人市民へのアンケート調査では、外国人相談センターの認知度が 17.9%とまだ低い状況となっています。引き続き、周知方法を工夫し、外国人市民の生活課題を解決することが必要です。外国人市民の生活課題としては、生活で困っていることとして「病院や薬局で日本語がわからない」が 28.8%と高くなっていることや、災害発生時に「災害の大きさや避難所の、多言語の情報」を望む割合が 63.9%となっていることから、医療や災害時の不安が大きいことが伺えます。そのため、医療や緊急・災害時での情報提供の仕組みを検討していく必要があります。

また、多様な国籍や文化的背景の人が増えてきていることから、生活に必要な情報を多言語で情報提供するだけでなく、漢字にふりがなを付けることや「やさしい日本語」を使うなどわかりやすく伝えることも必要です。

外国人市民の生活支援や地域への参画促進のためには、外国人支援団体や自治会、各種団体との連携が不可欠であるため、このような団体などと連携を深めていく必要があります。また、併せて外国人リーダーを育成していくことも必要です。

基本目標 3 世界に開かれた魅力あふれるまちづくり

<取り組み状況>

- ・ 令和元年（2019年）10月に、新たにコンウィ城（英国北ウェールズ）と姉妹提携を締結しました。
- ・ コロナ禍で青少年交流事業が実施できなくなったため、令和2年度（2020年度）は、市内の中学生、高校生が参加し、オンラインでの海外姉妹都市等の交流会を開催しました。
- ・ 国際観光コンベンション都市を実現するため、アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）を整備しました。（令和3年（2021年）9月に開館）

<今後の課題>

コロナ禍で、海外への渡航が制限されますが、海外姉妹都市等との交流が途絶えないよう、オンライン等を活用し、お互いの文化や観光資源等を紹介するなど、新たな形で国際交流を進めることが必要です。

日本人市民へのアンケート調査では、現状として「国際的な催しや会議・イベントが活発に行われている」と認識している割合も低くなっており、アクリエひめじの活用も含め、市民が海外と触れる機会を増やしていく必要があります。また、外国人観光客や外国人市民が分かりやすいように公共施設、観光施設及び文化財などの案内板等を多言語にて表示していく必要があります。

第2章 姫路市の国際化の基本的な考え方

1 国際化推進プランの必要性

本市には、多様な国籍、文化的背景を持つ人が多く住んでいます。また、姫路城をはじめとする国際的な観光資源があり、海外姉妹都市等との交流など、国際化を進めるための資源を豊富に持っています。グローバル化が進む中においては、このような本市の特色は強みとなります。この強みを生かして本市の活性化を図っていく必要があります。

この特色を生かすためには、一人ひとりが互いの特性や違いを認め合い、新たな価値観、新しい文化を理解し、尊重することが必要となってきます。これらに触れたとき、時には受け入れるのが難しいと感じるときもあるかもしれません。しかし、それらと向き合い、対話を続けることで、よりよい社会をつくることができると考えます。外国人市民と日本人市民の交流や、海外姉妹都市等の交流、青少年交流などを積極的に活用し、互いの理解を深めていくことが必要です。

地域社会においても、地域住民と外国人市民が相互に交流し、互いへの理解を深める場づくりを推進していくことで、外国人市民が自らの強みや独自の視点を活かし、地域社会を支える新たな担い手として活躍することが期待できます。

また、外国人市民が活躍するためには、安心して生活することができる環境を整えることも必要です。行政として、外国人市民が日本人市民と同じように生活できるよう支えていく必要があります。

以上のような視点を持って、国際感覚豊かな市民が育ち、多才な能力を持った外国人市民が集まり、個性を発揮できるまちになるよう、取り組みを進めていく必要があると考えます。

2 基本理念

基本理念については、平成29年（2017年）3月に改定したプランで示した「多文化共生社会の実現」、「国際交流の推進」の2つを引き続き柱とし、国際化推進を図っていきます。

多文化共生社会の実現

多文化共生とは、国籍等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを言います。

多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指し、地域の活性化を図っていきます。外国人市民も日本人市民と同じ地域住民として、全ての人々が能力を最大限に発揮できるような地域づくりをすすめ、全ての人にとって暮らしやすい社会をつくっていきます。

国際交流の推進

平成20年（2008年）リーマンショック、平成23年（2011年）東日本大震災、そして世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大をはじめ、世界中に大きな影響を与える出来事が起こる中、一人ひとりが地球市民として互いに理解を深めつつ、共に助け合い、生きていくことの必要性が高まっています。

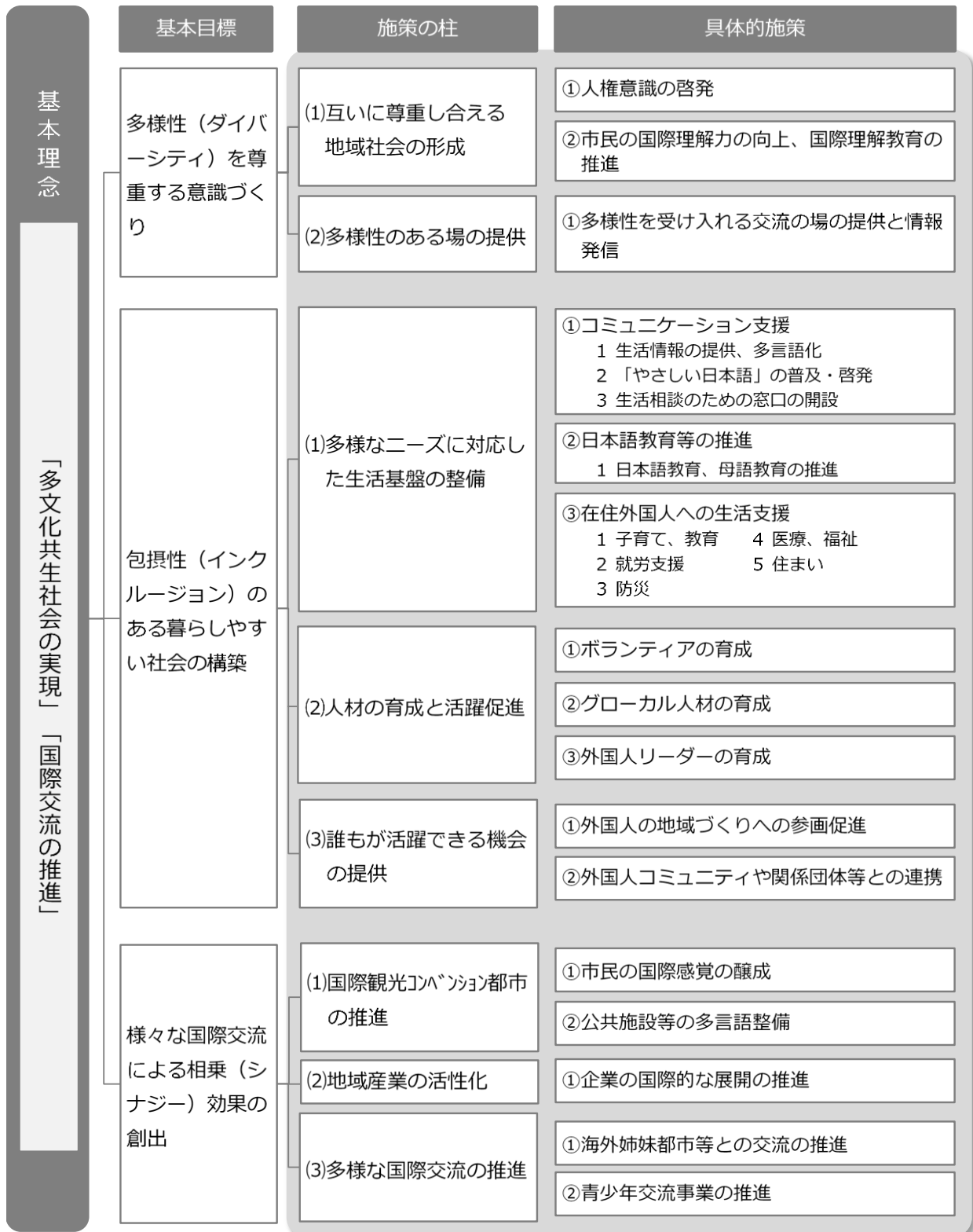
市民一人ひとりが協力しながら、国際化について考え、取り組みを進めることで、新たな活力や価値を生むとともに、市民の心や暮らしをより豊かにすることに繋がります。

全ての人にとって豊かで暮らしやすい社会は、都市の魅力にも繋がり、世界中から多くの人々が集う国際交流都市の基盤ともなっています。

3 基本目標

これまでの内容をもとに、前プランの趣旨を踏まえつつ、姫路市総合計画やSDGsとの整合性も図り、本プランにおいては、「多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識づくり」、「包摂性(インクルージョン)のある暮らしやすい社会の構築」、「様々な国際交流による相乗(シナジー)効果の創出」の3つを基本目標とし、基本理念の目指す社会の実現に向けた推進方策の展開を図ります。

◆施策体系図



第3章 姫路市の国際化推進のための施策の展開

主な施策の中で「★」のついた施策は、前プラン改定以降、新たに取り組んできたものです。
「新規」と記載のある施策は、本プランで新たに取り組み始めるものです。

基本目標1 多様性（ダイバーシティ）を尊重する意識づくり

◆現状・課題

本市では、多様性を尊重した意識づくりを推進するため、関係機関等との連携のもと、人権学習地域講座や国際理解講演会などの啓発活動や、国際交流機会の提供などの取り組みを実施してきました。

しかし、令和2年度（2020年度）に実施した市民アンケート調査では、本市の現状として「外国人の基本的人権や権利が十分保障されている」と回答した日本人市民は全体の12.0%と、いまだ低い割合になっています。また、外国人市民と「ほとんど接することはない」と回答した日本人市民は全体の61.8%となっており、年齢層が上がるにつれ、その割合は高くなっています。

より多くの市民に対して、人権意識の醸成と異なる文化や価値観への理解を促進するための啓発や教育の機会を提供し、多様性のある地域社会を推進することが求められます。

(1) 互いに尊重し合える地域社会の形成

◆施策の方向性

「姫路市人権教育及び啓発実施計画」を踏まえ、理解不足などが原因で発生する差別や偏見をなくすべく、人権学習地域講座などの取り組みを実施するとともに、様々な国や地域の歴史的背景や生活習慣、価値観に触れる場を幅広い年代の市民に提供し、異なる文化や価値観について知ることの素晴らしさやおもしろさを体験できる機会を創出します。

<主な施策>

①人権意識の啓発

人権学習地域講座の開催（市）	国籍を問わず、人権尊重理念の普及啓発を図れるように、外部講師を招いて、市民向けに地域講座を開催します。
----------------	---

②市民の国際理解力の向上、国際理解教育の推進

国際理解講演会（市）	異なる文化や価値観を理解、尊重する意識を啓発するため、国際交流や多文化共生などをテーマに講演会を開催します。
国際理解出前講座（財団）	在住外国人や海外生活経験者を公立の小中高等学校及び公民館等へ派遣し、スライド等を用いた講演を通して、市民に国際理解を深める機会を提供します。

(2) 多様性のある場の提供

◆施策の方向性

日本人市民、外国人市民それぞれのニーズをマッチさせ、国際交流センターや（公財）姫路市文化国際交流財団、市内各地域において実施する事業を充実させ、多様性のある場の提供を進めます。

外国人市民と日本人市民の間で「顔が見える関係」を作り、互いの文化や価値観への理解を深め合うことで、外国人市民と日本人市民の協働のもと地域コミュニティ活動に取り組む意義や必要性への理解の向上を図ります。

また、国際交流センターや（公財）姫路市文化国際交流財団の取り組みをより多くの人にとってもらえるよう、様々な手段を活用し、情報発信、周知を図っていきます。

<主な施策>

①多様性を受け入れる交流の場の提供と情報発信

ひめじ国際交流フェスティバル (市)	市内もしくは周辺に住んでいる外国人と市民が交流する機会の提供を図るとともに、互いの文化に対する理解を深めることを目的として、様々な体験イベントやワークショップ等を開催します。 また、企業や各種団体の協力を得ながらイベントの充実に努めます。
国際交流員による企画（市）★	姫路市国際交流センターに勤務する国際交流員が中心となり、日本と世界を比較しながら多様なイベントを企画し、子供から大人まで楽しめるイベントを開催し、世界の文化に触れる機会を創出します。
国際交流ふれあい教室（財団）	在住外国人を講師に招き、講演等を通して異なる文化・習慣を持つ人々が地域に在住していることを知ってもらい、地域の国際化について考える機会を提供します。
地域交流事業（財団）	料理教室等のイベントを実施し、地域で暮らす在住外国人と市民が相互理解を図り、異なる文化を持つ人々が暮らしやすい地域づくりを推進します。

▼ひめじ国際交流フェスティバル



▼国際交流ふれあい教室（アイリッシュティパーティ）



基本目標2 包摂性（インクルージョン）のある暮らしやすい社会の構築

◆現状・課題

本市ではこれまで、在住外国人の生活面での問題解決のため、令和元年（2019年）9月に、市役所内に姫路市外国人相談センターを開設するなど、暮らしに必要な情報や生活基盤を整える取り組みを行ってきました。

市民アンケート調査では住宅、子育て、医療といった基本的な生活基盤のニーズに加えて、災害時の情報提供や支援体制の整備が必要とされています。

今後、医療や緊急・災害時の情報提供の仕組みの整備（多言語で外国人市民を支援する体制の整備）や、継続的なボランティアの育成、外国人支援団体と連携した外国人リーダーの育成が求められています。

(1) 多様なニーズに対応した生活基盤の整備

◆施策の方向性

外国人市民が安心して生活できるように、日常生活に関する相談体制の充実、医療や緊急・災害時の情報提供の仕組みの整備、日本語や日本文化を学ぶことができる体制の充実など、外国人市民への生活支援の更なる充実を図ります。

また、市民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習等について、多言語での情報提供を行います。

難しい言葉を言い換えるなど相手に配慮したわかりやすい日本語である「やさしい日本語」の普及に取り組むなど、外国人市民を孤立させること無く、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、包摂性のある社会の実現のための施策を推進します。

また、ボランティア養成講座を開催し、次世代の日本語教育ボランティアの育成や後継者の発掘を行います。

<主な施策>

①コミュニケーション支援

i) 生活情報の提供、多言語化

生活ガイドブックの作成（市）★	生活に困ったときに活用する生活ガイドブックを、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語で作成します。
外国語生活情報誌「V I V A ! ひめじ」の発行（財団）	外国語放送・新聞では得ることのできない地域の情報（行政、教育、経済、社会、生活等）を多言語及びやさしい日本語で提供し、暮らしやすい環境づくりを行います。
外国語放送による情報発信（市）	FM Genkiでベトナム語による生活情報等を提供します。

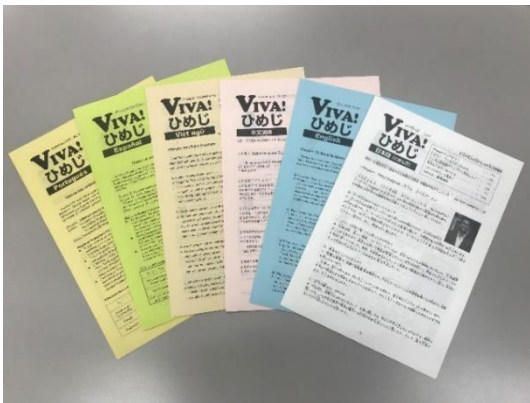
ii) 「やさしい日本語」の普及・啓発

「広報ひめじ」記事のやさしい日本語化（財団）★	日本語が不慣れな外国人に速やかな情報提供を図るため、市の広報紙「広報ひめじ」の中から、外国人に必要な記事をやさしい日本語に翻訳します。
市職員へのやさしい日本語の普及・研修（市）（新規）	外国人市民にも分かりやすい日本語を使った窓口・電話対応や情報発信の仕方について基本的な知識を身につけるため、市職員を対象とする「やさしい日本語」の研修会を開催します。

iii) 生活相談のための窓口の開設

姫路市外国人相談センターにおける多言語による相談対応（市）★	多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援します。相談窓口では、日常生活で直面している課題の解決のため、必要な情報提供や相談対応を行い、在住外国人が安心して生活できる情報を提供します。
--------------------------------	--

▼外国語生活情報誌「VIVA!ひめじ」



▼姫路市外国人相談センター

生活の中の 困ったこと 知りたいこと を相談できます

相談できる言葉: ベトナム語・ベトナム語生活相談、中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語、フランス語、日本語

相談できる時間と曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
ベトナム語	13:00-17:00	13:00-17:00	13:00-17:00	13:00-17:00	13:00-17:00
中国語	13:00-16:00				
スペイン語	13:00-16:00				
ポルトガル語	13:00-16:00				
英語					
フランス語					
日本語					

月曜日から金曜日
9:00~12:00
13:00~17:00

相談できる場所: 姫路市役所 本庁舎 1階 市民相談センター内
☎079-221-2159 姫路市安田四丁目1番地

ベトナム語生活相談 ☎080-6158-4445 (通話料がかかります)

火曜日 13:00~17:00 水曜日 13:00~17:00 木曜日 13:00~17:00 金曜日 13:00~17:00

▼「広報ひめじ」記事のやさしい日本語化

姫路市からの お知らせ(やさしい日本語)

災害<地震・台風など>のために 準備すること

姫路市は、6月から、「姫路市避難行動要支援者災害情報の提供に関する意思確認書」という紙を手紙で送ります。手紙は、下の5つのどれかに当てはまる人へ送ります。

手紙で、災害のとき 支援<困っていることを手伝うこと>する人 あなたのことを知らせるかどうか 聞きます。届いた紙に書いて、決められた日までに 出して ください。

- ①要介護3か 要介護4か 要介護5と 認められた人(※1)
- ②身体障害者手帳第1種を 持っている人(※2)
- ③療育手帳Aを 持っている人(※3)
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を 持っている人(※4)
- ⑤災害時要援護台帳<災害のとき 支援を 申し込んでいる人が 書いてあるノート>に 名前が 書いてある人(※1) 要介護・・・介護<病気になった人や、年を取った人の生活を助けること>が 必要だと 認められた人(※2) 身体障害者手帳・・・姫路市が 身体障害者<体が 自由な動きに 渡す 手帳> (※3) 療育手帳・・・姫路市が 知的障害<知能などの 考える 力が 遅れていること>のある 子どもに 渡す 手帳 (※4) 精神障害者保健福祉手帳・・・姫路市が 心の 病気の人が 渡す 手帳

※2020年4月1日から 2021年3月31日の間に、質問に 答えた人へは 送られません。

詳しくは、姫路市の ホームページを 見て ください。

広報ひめじ6月号

▼姫路市外国人相談センター



②日本語教育等の推進

i) 日本語教育、母語教育の推進

在住外国人のための日本語講座、日本語教室の開催（財団、関係団体）	地域や職場に必要な会話や生活習慣を学ぶために日本語学習の機会を提供し、言葉の面から生活支援を行います。
日本語ひろば、日本語ひろばキッズの開催（財団）★	日本語ボランティアに活動の場・機会を提供し、生活に必要な日本語学習を希望する在住外国人の細かなニーズ（時間、レベル、目的）に対応した日本語学習支援を行います。
日本語教育関係者連絡会議の開催（財団）	市内日本語教室の連携強化を図るため、関係者が意見交換・情報共有を行う会議を開催します。
日本語学習支援ボランティア養成講座（財団）	日本語ひろばや地域の日本語教室で活動する、日本語学習支援ボランティアを養成するため、日本語指導ボランティアとしての心得や日本語教授法についての基礎講座を開催します。
ボランティアステップ学習会（財団）	市民及び登録ボランティアを対象に、ボランティア活動の更なるステップアップを目指すため、学習会を開催します。
母語教育の推進（市・財団）（新規）	母語に不安を抱える人を対象とした教育の普及・啓発を行います。

▼日本語ひろば



▼在住外国人のための日本語講座 募集チラシ

在住外国人のための
にほんごこうぎせいとほしゅう
日本語講座 生徒募集
令和3年度・第3期（2021年12月～2022年3月）

レベル	曜日	時間	先生	本
初級 A	日曜日	15:00-16:30	三宅	1～7課
初級 B	日曜日	13:00-14:30	小塚	8～16課
初級 C	日曜日	13:00-14:30	林	17～25課
初級 D	日曜日	15:00-16:30	林	26～33課
初級 E	日曜日	10:30-12:00	龍井	34～41課
初級 F	日曜日	13:00-14:30	三宅	42～50課
初中級	日曜日	10:30-12:00	小塚	中級へ行こう 日本語の文型と表現55
中級	日曜日	10:30-12:00	龍井	テーマ別 中級から学ぶ日本語

【場所】イニグレひめじ 4 階（姫路市本町68-290）
 【料金】3,000円（10回）+ 本の料金
 【定員】2～10名
 【申込】11月21日～（イニグレひめじ 3 階）に来てください。
 【問い合わせ】（電話）079-282-8950
 （Email）info-iec@himeji-iec.or.jp

★申し込み時にお金を払ってください。返金はできません。
 しかし、定員不足のためクラスが未開講になった場合は、返金の対象になります。
 ★次の学期は、2022年4月に始まります。

公益財団法人 姫路市文化国際交流財団（国際交流担当）
 TEL: 079-282-8950 Web: <https://www.himeji-iec.or.jp/>

③在住外国人への生活支援

i) 子育て、教育

各種母子保健事業の多言語化、通訳同行（市）★	母子健康手帳の多言語版（英語、中国語、ベトナム語等9言語）の発行や母子保健事業に係る通訳者同行を行います。
公立及び私立の保育所・認定こども園での多言語対応（市）	市立保育所等に通訳サポーター派遣を行います。
外国人児童・生徒への教育支援及び受入体制の充実（市）	外国人児童・生徒が在籍する市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に母語が使えるバイリンガル支援員、教員免許を有する日本語指導支援員等を派遣します。また、希望する学校に多言語翻訳機を配置します。教員向けに、姫路市帰国・外国人児童生徒等受入促進事業連絡協議会を開催し、学校の受入体制づくりや日本語指導の方法等について研修を行います。
市立夜間中学の開設（市）（新規）	本国において義務教育を修了していない外国籍の方、様々な理由で義務教育を受けることが出来なかった方、不登校など十分に学校で学ぶことが出来なかった方を対象に、夜の時間帯に授業を行います。

ii) 就労支援

求人情報の提供（市）★	ハローワーク求人情報を外国人相談センターに配置し、必要な情報を提供します。日本語が読めない外国人市民に対しては、必要に応じて外国人相談センター相談員が適宜サポートを行います。また、関係機関と適宜情報共有・交換を行います。
県内企業向け外国人雇用HYOGOサポートデスクの活用（県）★	外国人労働者の雇用を希望する又は雇用している県内企業に対して、在留資格、外国人雇用制度、業務内容や人事労務管理上の留意点の相談・助言等を行います。
外国人介護人材支援に関する情報提供（市）★	事業所の介護人材の受け入れを支援するため、事業者向けに外国人介護人材相談窓口など、国や関係団体が提供する情報を市ホームページにて公開します。

iii) 防災

多言語指さしボード及び多言語避難者登録カードの配置（市）★	避難所運営者（日本人職員）と被災外国人のそれぞれが使用できる指さしボードを市内全避難所に配置します。より円滑に必要な情報を把握するため、多言語避難者登録カードを配置します。（ベトナム語、中国語等14言語）
災害時多言語表示見本帳の配置（市）★	災害時に被災外国人が避難所へ避難した際の情報提供のための掲示作成のために必要な見本帳を市内全避難所に配置します。
ハザードマップ、避難所情報の多言語化（市）★	ハザードマップを多言語化し、ホームページにて公開するとともに、姫路駅周辺の避難所情報を多言語化した、蓄光式看板やデジタルサイネージ看板を活用して、災害時における外国人市民、観光客等への避難誘導を行います。
ひょうごEネット（Hyogo Emergency Net）の周知（県）	気象警報や各市町が発信する緊急情報等の内容を、ベトナム語、中国語等12言語に自動翻訳してホームページにて公開します。

iv) 医療、福祉

感染症関連の文書を多言語化 (市・財団) ★	感染症関連文書の多言語化を行います。
外国語対応可能な医療機関に関する情報提供 (市)	医師会の協力を得て、生活ガイドブックにより外国語対応可能な医療機関に関する情報提供を行います。
緊急通報等の外国語同時通訳サービス (市)	外国人通報者と消防局係員、コールセンターの三者通話により、円滑なコミュニケーションを支援します。
救急ボイストラの活用 (市) ★	多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人傷病者に対して円滑に救急活動を行います。

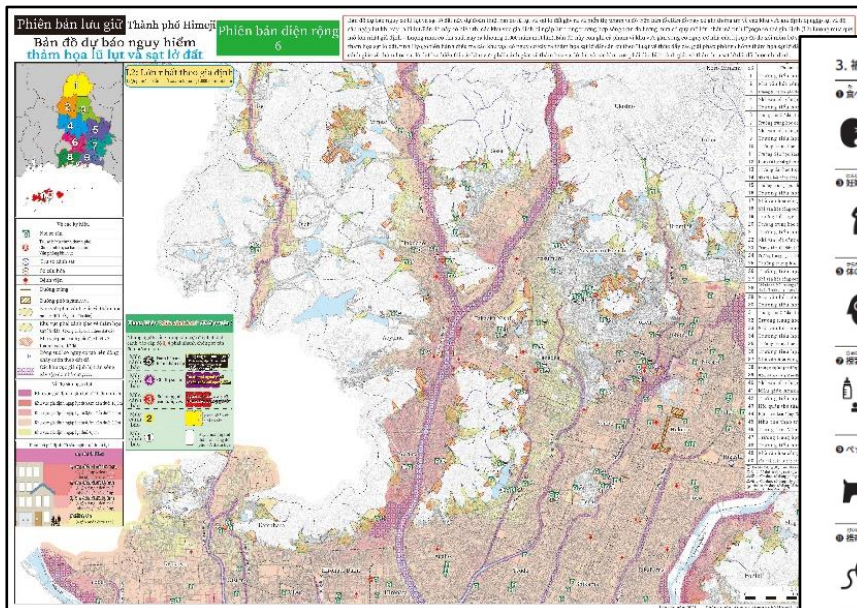
v) 住まい

外国人市民に対する居住支援 (市)	市営住宅関連の文書を必要に応じて翻訳します。また、外国人相談センター相談員が担当部署に同行するなどして、適宜居住支援を行います。
ゴミ出し等居住支援の推進 (市)	ゴミの出し方を一覧にしたクリーンカレンダーを多言語化し、地域住民に配布します。

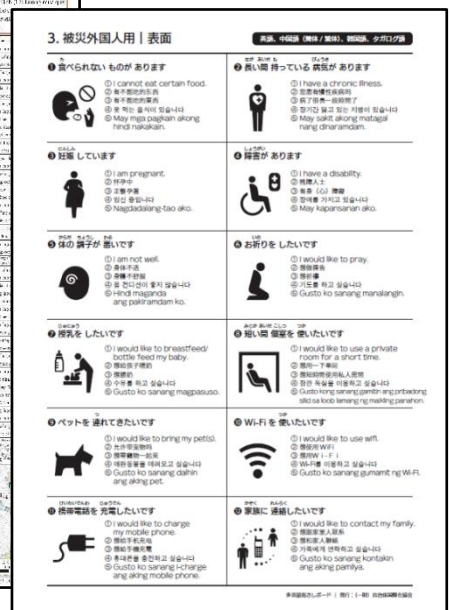
▼外国人児童・生徒への教育支援
(母語が話せるバイリンガル支援員による支援)



▼ハザードマップの多言語化



▼多言語指さしボード
(被災外国人用)



(2) 人材の育成と活躍促進

◆施策の方向性

外国人市民が安心して生活できるように、外国人市民を支援するための人材育成を行います。また、日本人市民と外国人市民をつなぐため、国際感覚を持ったグローバル人材¹を育成します。

外国人相談センターと関連団体等とが連携することで、外国人市民が地域住民として主体的に活躍できるような場づくりを積極的に行うとともに、外国人支援団体とも適宜情報交換を行い、外国人リーダーの育成にも取り組みます。

<主な施策>

①ボランティアの育成

日本人市民・外国人市民の、コミュニティ通訳ボランティアの育成 (市・財団) (新規)	ボランティアを医療、防災などカテゴリーごとに分け、登録者を管理し、随時登録の見直しを行います。また、ボランティア育成研修等を実施します。
在住外国人の活躍の場づくり (市・財団) (新規)	在住外国人が、災害時の多言語情報提供、外国人児童への母語教育や、外国人観光客へのボランティアガイド等で活躍出来る場を提供します。

②グローバル人材の育成

SDGsに基づくグローバル人材の育成 (市) (新規)	SDGsの趣旨を理解した若者が、国際的な意識と広い視野を持ちつつ、住み慣れた地域で活躍できる「グローバル人材」となり、海外と日本、姫路をつなぐ「かけ橋」となるよう育成します。
-----------------------------	---

③外国人リーダーの育成

外国人リーダーの育成 (市、財団、外国人支援団体等) (新規)	地域でのイベント実施時にリーダーとなり、災害時には支援者となり活躍できるよう、情報や学習する機会の提供、防災訓練等を実施します。また、外国人支援団体や関連団体等が、地域でのイベント等を通じて、外国にルーツのある子どもたちを次代リーダーに育成できるように、行政が必要な助言等を行い、人材育成に取り組んでいきます。
---------------------------------	---

¹ グローバル人材とは、「グローバル」と「ローカル」を合わせた造語で、グローバルで通用する能力や視点を持ちながら、地域社会の発展に貢献する人のことを言います。

(3) 誰もが活躍できる機会の提供

◆施策の方向性

外国人市民が地域の一員として、日本人市民と同じように、様々な活動に参加したり、意見を述べるができるように、外国人市民と地域の関係性づくりを支援します。

また、外国人市民の意見を聞く機会を設け、それらを多文化共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させる仕組みを構築します。その際には、関係機関・団体、外国人コミュニティ等と適宜情報交換・情報収集を行い、連携しながら進めていきます。

<主な施策>

①外国人の地域づくりへの参画促進

地域でのイベントの開催（市、財団、外国人支援団体等）	異なる文化への理解を相互に深めるため、外国をテーマにした地域イベントを開催して外国人市民の参加を募り、地域づくりへの参画を促します。 また、外国人支援団体や関連団体等が開催する外国籍の子どもたちやその保護者たちを対象とした活動及び市や財団が主催する交流イベントを通じて、外国人市民や日本人市民が参画し、交流する場を提供します。
多文化共生の地域づくりに向けての活動の推進（市、財団、外国人支援団体等）	多文化共生の地域づくりに向けて、市・財団・外国人支援団体等が連携し、在住外国人の地域社会への参画を促進します。加えて、日本人市民と外国人市民が対等な関係を構築しながら協働して地域づくりを進めていけるように、それぞれの主体が地域住民と外国人市民と触れ合う機会を提供します。

②外国人コミュニティや関係団体等との連携

在住外国人会議の開催（市）	様々な課題に対応するため、在住外国人と個別のテーマについて協議する会議を開催します。
外国人コミュニティ・関係団体等とのネットワークづくり（市、財団、外国人支援団体等）（新規）	外国人コミュニティ・関係団体等と連携・情報共有を行い、相互に協力し合えるネットワークづくりを行います。
播磨圏域連携中枢都市圏との連携（市）	播磨地域の市町と連携し、情報共有を図りながら国際化を推進します。

▼外国人の中・高校生を対象とした地元会社訪問
（外国人支援団体主催）



▼在住外国人会議



基本目標3 様々な国際交流による相乗(シナジー)効果の創出

◆現状・課題

日本人市民へのアンケート調査では、現状として「外国からの観光客を受け入れる施設や観光スポットが整備されている」と認識している割合は高いものの、「国際的な催しや会議・イベントが活発に行われている」、「市民レベルでの国際交流や国際協力の活動が活発に行われている」という認識は低くなっています。本市の持つ観光資源や海外姉妹都市等のネットワークをまだ十分に活かしていきれていない状況となっています。

これらの資源を活かし、市民の国際感覚の醸成や企業の海外進出、海外展開を支援していくことが必要です。

(1) 国際観光コンベンション都市の推進

◆施策の方向性

令和3年(2021年)9月に開館したアクリエひめじを活用し、MICE²の誘致を行うなど、海外の人々との触れ合いを通して、市民等の豊かな国際感覚を育みます。

本市を訪問した外国人観光客が安心して観光でき、市の魅力を味わえるよう、姫路駅や姫路城周辺において、多言語併記の案内看板や表記内容の充実を行っていきます。

<主な施策>

①市民の国際感覚の醸成

各種国際イベント開催、国際会議の誘致(市)	国際交流に関連するイベントの開催や会議を誘致し、これらの参加者との交流事業やイベント等を通して、市民の豊かな国際感覚を醸成します。
アクリエひめじの活用(市)★	国際化に対応した施設としてアクリエひめじ(姫路市文化コンベンションセンター)を活用し、MICEの誘致を積極的に行います。

②公共施設等の多言語整備

公共施設、観光施設及び文化財等の案内板等の整備(市)	外国人市民や外国人観光客が安心して過ごせるように、公共施設、観光施設及び文化財等の案内板や案内看板などを多言語化します。
----------------------------	--

² MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

▼本市で第72回WHO西太平洋地域委員会を開催（市内中学生と国際機関で働く職員などのオンライン対話）



▼フランス柔道選手団の事前合宿の受入れ（地域住民への公開練習）



(2) 地域産業の活性化

◆施策の方向性

市内の企業が国際競争力を高め、コロナ禍などの厳しい環境の中でも事業を拡大していけるよう、関係機関と連携しながら、企業の国際的な展開をより一層支援していきます。

<主な施策>

①企業の国際的な展開の推進

海外展開相談事業、海外展開推進事業（市）	播磨圏域内の中小企業の海外進出や海外での販路拡大を支援するため、企業の相談対応や、展示会への出展を支援します。
商工会議所による相談対応、補助金等申請支援（商工会議所）	商工会議所が、海外展開を希望する企業への相談対応、各種補助金等申請支援を行います。

(3) 多様な国際交流の推進

◆施策の方向性

海外姉妹・友好都市、姉妹城との提携により、市民が海外と交流する機会を作ります。グローバル化が進み、海外の情報を得やすくなった一方で、様々な情報があふれ、市民が海外に対する思い込みやステレオタイプなイメージを持っている場合もあります。直接的な市民同士の交流を深めることで、自らの体験に基づいた国際知識を身につけ、市民の海外や外国人に対する心の距離を近づけます。

また、感受性が豊かな中高生の時期に、海外体験をすることは、彼らの成長に大きな影響を与えるとともに、持ち帰った経験を伝えることで、地域の国際理解の向上にも繋がります。若い世代の国際感覚を養い、グローバル人材として育成していくため、また、地域のグローバル化を進める人材を育成するため、海外体験の機会を提供していきます。

これらの事業は、感染症の流行や、災害などの緊急事態に備え、オンライン交流など新たな形式での交流機会を提供します。

<主な施策>

①海外姉妹都市等との交流の推進

海外姉妹都市等交流事業（市）	海外姉妹都市等との友好親善交流をはじめ、文化的交流や観光交流、経済交流など幅広い分野での交流を深めると共に、民間交流の支援も行います。また、市民の国際感覚を養うため、市民同士の交流も行います。 さらに、ICTを活用した新たな交流機会の創出にも努めます。
----------------	---

②青少年交流事業の推進

青少年交流事業（財団）	海外姉妹都市等でのホームステイやオンライン交流を通して、異なる文化を理解し、お互いの違いを認め合いながら共生できるような次代を担う青少年を育成します。
-------------	---

▼コンウィ城・姫路城 姉妹城提携締結



▼青少年交流事業（オーストラリア／アデレード市への派遣）

